柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月9日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町条例第10号

柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年柴田町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後

改 正 前

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に 掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定めるものに基づき、小学校就学前子ど もの心身の状況等に応じて、特定教育・保育 の提供を適切に行わなければならない。
  - $(1) \sim (3)$  (略)
  - (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に 掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定めるものに基づき、小学校就学前子ど もの心身の状況等に応じて、特定教育・保育 の提供を適切に行わなければならない。
  - $(1) \sim (3)$  (略)
  - (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運

営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 (略)

2 (略)

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定に より特定利用地域型保育を提供する場合に は、特定地域型保育には特定利用地域型保育 を、地域型保育給付費には特例地域型保育給 付費を、それぞれ含むものとして、前節の規 定を適用する。この場合において、第43条 第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあ るのは「教育・保育給付認定保護者(特定利 用地域型保育の対象となる法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保 育認定子どもに限る。) に係る教育・保育給付 認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項 第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条 第2項第3号の市町村が定める額」と、同条 第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる 額」とあるのは「法第30条第2項第3号の 内閣総理大臣が定める基準により算定した費 用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」と あるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定 営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針

2 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 (略)

2 (略)

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定に より特定利用地域型保育を提供する場合に は、特定地域型保育には特定利用地域型保育 を、地域型保育給付費には特例地域型保育給 付費を、それぞれ含むものとして、前節の規 定を適用する。この場合において、第43条 第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあ るのは「教育・保育給付認定保護者(特定利 用地域型保育の対象となる法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保 育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付 認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項 第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条 第2項第3号の市町村が定める額」と、同条 第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる 額」とあるのは「法第30条第2項第3号の 内閣総理大臣が定める基準により算定した費 用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」と あるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定 利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上 保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上 保育認定子ども<u>(政令第4条第1項第2号に</u> 規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。) に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げ るものを除く。) に要する費用」とする。 利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上 保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上 保育認定子どもに係る第13条第4項第3号 ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費 用」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。